

金城学院大学大学院文学研究科学位（論文博士）審査規程

(1994年12月19日制定)
最終改正 2016年9月15日

(根拠)

第1条 金城学院大学大学院学位規程（以下「大学院学位規程」という。）第4条第2項及び第3項に基づく博士の学位（以下「論文博士」という。）の審査については、この規程の定めるところによる。

(申請資格)

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 金城学院大学（以下「本学」という。）大学院、もしくは他の大学院の博士課程・後期課程（以下「後期課程」という。）の単位修得満期退学者。ただし、本学大学院文学研究科（以下「研究科」という。）を後期課程単位修得満期退学した者は、後期課程入学後、6年（在籍中の休学期間を除く。）の期間を経過した者

(2) 前号と同等以上の学識を有すると認められる者

(申請手続等)

第3条 論文博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる学位申請書類に、研究業績目録4部を加え、所定の学位論文審査料を添えて文学研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 学位申請書 | 1部 |
| (2) 学位申請論文（以下「申請論文」という。） | 4部 |
| (3) 申請論文の要旨 | 4部 |
| (4) 参考論文（必要ある場合） | 4部 |
| (5) 論文目録 | 4部 |
| (6) 履歴書 | 4部 |

(申請資格調査委員会)

第4条 論文博士学位申請者の申請資格については、申請資格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設けて検討し、その報告に基づいて受理の可否を決定する。

2 調査委員会は、研究科国文学専攻、英文学専攻及び社会学専攻に所属する専任教員各1名を選出して組織する。

(学位審査委員会)

第5条 論文博士の学位申請を受理された者の論文に関する学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、次の各号の教員を含む3名以上の教員を選出して組織する。

(1) 申請論文の内容と密接な関係をもつ分野を専攻する後期課程担当専任教員

(2) 前号以外の研究科後期課程担当専任教員

2 審査委員会の運営のため、主査を置き、前項第1号の教員の互選により選出された者がこれにあたる。

3 審査委員会の委員には、第1項各号の教員に加えて、後期課程担当専任教員以外の本学及び他大学等の教員等を含むことができる。

4 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

(論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、別表に基づき、申請論文の審査を行い、その後最終試験を行う。

2 審査は申請論文を受理したときから、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、文学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議決を経て審査期間を延長することができる。

3 最終試験は、論文審査が終わった後に、申請論文の内容及び専攻分野の科目並びに外国語について口頭又は筆記で行い、研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力について、審査するものとする。ただし、外国語試問については、臨時に審査委員会委員以外の研究科教員に試問を委嘱することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の最終試験のうち、専攻分野の科目並びに外国語の一部又は全部を免除することができる。

(1) 後期課程において必要な研究指導を受けた者

(2) 後期課程を中途退学した者

(3) 修士の学位を取得した者

(学位審査の報告と判定)

第7条 主査は、審査委員会の議を経て、次の各号を文書にして研究科委員会に報告する。

(1) 論文審査の要旨（4,000字以内）

(2) 学位試験の結果

2 研究科委員会は、前項の報告に基づいて審議し、合否を決定する。

3 学位審査の議決は、研究科委員会構成員（学外研修中及び休暇中の者を除く。）の3分の2以上出席の研究科委員会で行い、合格の決定は、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（その他の事項）

第8条 大学院学位規程及びこの規程に定めるもののほか、申請論文の審査及び最終試験に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て決定する。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経てこれを行う。

附 則

この内規は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2008年7月10日文学研究科委員会）

この内規は、2008年7月10日から施行する。

附 則（2010年12月9日文学研究科委員会）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2015年1月15日文学研究科委員会）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年9月29日文学研究科委員会）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表